後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成24年度の保険料等について～

■　6月に保険料額をお知らせします

平成24年度の保険料につきましては、６月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法	均等割【１人当たりの額】	＋	所得割【本人の所得に応じた額】	＝	１年間の保険料
	４７，７０９円		（平成23年中の所得-33万円）× １０．６１％		（100円未満切り捨て）

- 年間の保険料限度額は55万円が上限です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される方は町民課生活環境グループにお問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は町民課生活環境グループへご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■　ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は町民課生活環境グループまでお問い合わせください。

◆効き目・安全性について◆

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価　格　に　つ　い　て◆

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より３割以上、中には５割以上安くなるものもあります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062　札幌市中央区南２条西１４丁目　国保会館６階
電話　０１１－２９０－５６０１

町民課生活環境グループ
電　　話　５－１１１５
告知端末機　５－８８１５